

特別支援学級

特別支援学級では、障がいの比較的軽い児童生徒の自立と社会参加を図るために、一人一人の障がいの種類や特性などに配慮しながら、小学校、中学校、義務教育学校に準じた教育を行っています。きめ細かな対応ができるように、少人数の編成がなされており、一人一人に応じた効果的な指導が行われています。

指導内容によっては、通常の学級の児童生徒と一緒に学習や活動ができるように配慮されています。

なお、障がいの種類に合わせて下記のように特別支援学級が設置されています。

- ・知的障がい特別支援学級
- ・肢体不自由特別支援学級
- ・病弱・身体虚弱特別支援学級
- ・難聴特別支援学級
- ・自閉症・情緒障がい特別支援学級

通級による指導

「通級による指導」では、言語や聴覚、情緒などに軽度の障がいのある児童生徒や、LD、ADHDなど発達障がいのある児童生徒が、小学校、中学校、義務教育学校の通常の学級で学びながら、概ね週1～3時間程度の障がいに応じた専門的な指導を受けることができます。

なお、障がいの種類に合わせて下記のように通級指導教室が設置されています。

- ・言語障がい通級指導教室
- ・自閉症通級指導教室
- ・LD・ADHD等通級指導教室

交流及び共同学習

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校や特別支援学校では交流及び共同学習に力を入れています。交流及び共同学習には、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があります。交流及び共同学習は、児童生徒にとって自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていいくことを学ぶ機会となります。

具体的には以下の活動が計画的、継続的に行われています。

- ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校と特別支援学校との交流及び共同学習
- ・通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習
- ・特別支援学校と地域社会との交流
- ・障がいのある児童生徒が住んでいる地域での交流及び共同学習（居住地校交流）